

添付書類(1)

2 0 1 1 年 5 月 2 3 日

東京都千代田区日比谷公園1番3号
市政会館地階
三原法律事務所
御堂筋共同ビル開発特定目的会社
破産管財人 三原 崇功 様

大阪府中央区北浜3丁目1番22号

あいおい損保淀屋橋ビル

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長 堀内 正雄



内容証明とEメールで送付

c c 送付先：末尾記載

異議申立書

前略 本書を現時点で提出することは適切な
のか不適切なのか私は素人で解りませ
せん。もし間違っておれば適切な提出時
期をご教示頂ければ幸甚に存じます。

弊社は御堂筋共同ビル開発特定目的会社
(以下「TMK」と称します)の破産開始



決定の通知を裁判所より受け、去る5月9日東京地方裁判所にて破産記録の閲覧謄写を行いました。その結果、下記の点について破産申立人の提出した書類や数字に大きな違いがあるように思われます。主たる部分のみ申入れますので、適切な時期に管財人の職権でご調査賜れば幸甚に存じます。



(1) 三菱地所の有する債権は、既に口頭や大阪地方裁判所に提出の調停での答弁書にあるように、TMKは多大の債権を三菱地所に有していると信じます(債権額未決定)。従って、三菱地所に対するTMKの債務は相殺で発生しない上に反対にTMKは高額の債権を有すると信じます。

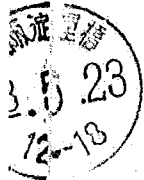
(2) 鹿島建設に対するTMKの債務も同じく存在しない。反対に仮払いとなっている約10億円の債権をTMKは回収する権利があると信じます。

(3) 東銀リースに対するTMKの債務も上記と同様です。但し、東銀リースはTMKの管理者として数々の問題を引き起こさせTMKに大損害を与えました。この損



害は、関連の三菱地所・鹿島建設との連帯責任又は単体責任があると弊社は信じており、適切な損害を管財人においてご検討頂き相応な処置を取って頂くよう要望致します。

(4) 尚、TMKは長年に亘って巧妙な決算や文書を作成しており、深い知識と裏の裏を理解した者でないと真相究明は困難と信じます。弊社は長年TMKの不正・法律違反等を追及しており、今般前述の破産記録の表面だけ短時間見ただけでも確たる問題点を掌握しています。



いずれ時期が来て必要があれば詳細にご説明申し上げます。

上記についてご回答賜れば幸甚に存じます。

草々

c c 送付先 :

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
開発及び特定資産管理处分業務受託者
三菱地所株式会社
代表取締役 取締役会長
木村 恵司 様

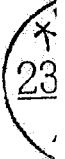


東 銀 リ ー ス 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 社 長
 佐 野 三 郎 様

御 堂 筋 共 同 ビ ル 開 発 特 定 目 的 会 社
 取 締 役
 見 上 正 美 殿

鹿 島 建 設 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 社 長
 中 村 満 義 様

専 務 執 行 役 員 関 西 支 店 長
 木 戸 徹 様



この郵便物は平成 23 年 5 月 23 日
 第116-57-73251-6号書留内容証明郵便物として
 差し出したことを証明します 郵便事業株式会社

